

令和2年10月27日

第4回村上市農業委員会会議録

第4回村上市農業委員会定例会を令和2年10月27日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
7番	佐藤昌夫	9番	本間サヨ子
10番	稲葉浩之	11番	斎藤博
12番	加藤孝平	13番	齋藤文夫
14番	石山章	15番	佐藤裕介
17番	大倉毅	18番	大野章
19番	村山美恵子	20番	富樫与志栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

8番	遠山久夫	16番	船山寛
----	------	-----	-----

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長 小川良和

事務局 次長 大西恵子

事務局 副参事 小田雄介

事務局 係長 園部和枝

1. 午後1時30分 事務局長（小川良和君） それでは、皆様、ごめんください。定刻になりましたので、ただいまから第4回村上市農業委員会定例会総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。議席番号8番、遠山久夫委員、議席番号16番、船山

委員のほうから本日欠席する旨の連絡がございました。よって、出席委員18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

なお、本日は現地報告のために推進委員の方からも出席いただいております。推進委員番号3番、齋藤裕助委員、同じく推進委員の推進委員番号13番、鈴木奈津紀委員のほうから出席をいただいておりますので、併せてご報告を申し上げます。

初めに、会長よりご挨拶のほうお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、第4回村上市農業委員会定例総会の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

恒例により会長にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第4回村上市農業委員会定例総会議事録署名委員については、議席番号6番、菅原委員、議席番号7番、佐藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） それでは、日程4の報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、1ページ、報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願についてです。今月の案件は1件です。

番号1番、申請人、村上市七湊___番地、____、土地の表示、七湊字太田___番__、地目、台帳、田、現況、原野、面積3.79ほか1筆、合計2筆、合計面積5.59平米、申請事由としまして、申請地は道路用地として買収された残地であり、約40年前から耕作しておらず、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、場所の説明をいたします。2ページです。地図の中央付近、南北にJR羽越本線が走っておりまして、その下方向に小さく細長く囲んだ2筆が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、報告については以上といたします。

日程5。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、3ページを御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。今月は、所有権移転の売買案件が1件となります。

番号1番、譲渡人、村上市大毎__番地、____ほか1名、譲受人、村上市大毎__番地、____、土地の表示、大毎字手名場__番__、現況地目、田、地積342平米ほか1筆、契約の種別、所有権の移転、売買でございます。対価____円、10アール当たり____円でございます。

それでは、めくっていただきまして、場所の説明をいたします。4ページを御覧ください。大毎集落内、太く囲んだ場所が該当の筆となります。以上で場所の説明を終わります。

説明した1件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 今ほどの説明のあった案件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号につき許可することに決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、5ページ、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。今月の案件は4件です。

説明に入る前に、皆様のほうに訂正のお願いであります。今回の番号1番と番号2番につきまして、農地区分の場所について、第1種農地ということが表示されておりますけれども、これは誤りで、正しくは農振農用地にある農地というふうになりますので、申し訳ありませんが、訂正のほうお願いいたします。1番、2番とも、正しくは農振農用地にある農地というふうに農地区分がなります。訂正しておわびいたします。

それでは、番号1番、申請人、村上市山辺里__番地、____、面積が2,204平米のうち270平米です。転用の目的が農作業場、農地区分が先ほど申し上げました農振農用地にある農地です。備考といたしまして、申請者は経営規模拡大のため、既設の農作業場を増築するため、転用申請するものです。申し訳ありません。ここで、「なお」以降なのですが、「なお、申請地は」まではいいのですが、その後なのですが、農地区分が農振農用地にある農地に訂正になったために文言のほうも訂正となりますので、お願いいたします。なお、申請地は農業振興地域整備計画において農業用施設用地として指定された農地ですというふうに変更になります。繰り返します。なお、

申請地は農業振興地域整備計画において農業用施設用地として指定された農地ですというふうに訂正になります。重ねておわび申し上げます。農作業場1棟、合計面積185.50平米で、農振用途区分変更案件によるものです。

次に、番号2番、申請人、村上市松沢__番地、____、面積が3,064平米のうち800平米、転用目的、農作業場、農地区分、農振農用地にある農地、備考といたしまして、申請者は経営規模拡大のため、農作業場を建築するため、転用申請するものです。なお、申請地は、ここから以降についても先ほどの番号1番と同じ文言が入ります。農業振興地域整備計画において農業用施設用地として指定された農地です。農作業場1棟、建築面積139.12平米です。同じく農振用途区分変更案件となります。

次に、番号3番、申請人、村上市指合__番地、____、面積が1,161平米、転用の目的、菩薩堂建築敷地、農地区分、第2種農地、備考といたしまして、申請者は__であり、このたび菩薩堂の新築をし、併せてその周りに駐車場の設置や桜の木、植物等を植え、一体的に利用するものです。なお、申請地以外に当該事業の目的を達成する土地がない。菩薩堂1棟、建築面積が23.86平米、駐車場5台分。

最後に、番号4番、申請人、村上市勝木__番地__、____、面積が1,742平米、転用目的、庭園設置、農地区分、第3種農地、備考といたしまして、申請者は経営していた建築業を15年前に廃業し、その土地に隣接する自己所有の農地に観賞用の庭園を設置するため、転用申請するものです。なお、申請地からおおむね300メートル以内にバスターミナルが存在する。全体面積1,907平米です。

次に、場所の説明をいたします。番号1番についてです。村上地区山辺里地内の地図の中央付近、村上東中学校より右手方向に四角く囲んだ場所が今回の申請場所です。

次に、番号2番についてです。神林地区松沢集落内の地図中央付近、四角く囲んだ場所が今回の申請場所です。

次に、番号3番、神林地区指合地内、地図の中央より右方向に四角く囲んだ場所が今回の申請場所です。

最後に、番号4番、山北地区下大蔵地内、地図の中央付近、国道7号が走っており、その上方向、太く囲んだ3筆が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、4条関係の番号1番について報告をお願いいたします。

15番、佐藤委員。

○15番（佐藤裕介君） 15番、佐藤です。村上地区では、10月9日に農業委員3名、推進委員2名、事務局より大西次長で確認を行いましたので、ご報告いたします。

この案件は、7月定例会の用途区分の変更に係る意見書の交付についての際に現地を確認しておりましたので、このたびは書類による確認を行いました。申請者は、経営規模拡大に当たり、農作業場を増設するため、転用申請するものです。水は井戸水を使い、汚水、生活雑排は浄化槽を使用します。雨水は、自然流下により対応する予定です。また、隣地農地の所有者からの同意及び土地改良区からの意見書も提出されており、近隣への影響はないと判断し、このたび転用申請は委員全員許可すべきものとなりました。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） それでは次に、議案番号2番、3番について報告をお願いします。

推進委員3番、齋藤委員。

○推進委員3番（齋藤裕助君） それでは、私のほうからは番号2番と3番についてご説明させていただきます。最適化推進委員の齋藤と申します。

議案第2号、番号2について現地調査を行いましたので、説明いたします。今月の8日午前9時に神林支所男子休憩室に、事務局から大西次長、農業委員、最適化推進委員8名が参集しました。現地確認の前に大西次長から申請地の資料と概要について説明を聞きました。番号2については、当該地は8月の6日に農振農用地除外案件として現地調査を既に済ませておりましたことから、当日は現地に出向かず、転用申請の書類による説明を受けました。8月の現地調査では、申請人の代理人、____さんの代理人なのですが、____の担当者が見えまして、内容の説明を聞きました。地図のように、当該地は松沢集落の下手に当たります____という鉄工所のすぐ近くなのですが、転用目的は経営規模拡大のため、農作業場を建築するとのことでありました。建築予定地の出入口は現在ほ場として使っておりますので、そのほ場の出入口を利用し、雨水対策として作業場の周りにU字溝を敷設するとのことでありました。隣地が上、下とも田んぼであり、直近の民家も離れていることを考えますと、付近に与える影響も少ないことから、委員全員許可相当ではないかとの判断でありました。皆様のご審議をお願いいたします。

続いて、議案第2号、番号3なのですが、説明いたします。今月の8日午前9時に、これは前段と同じなのですが、神林支所に集まって、資料を頂いて説明を受けました。それから現地に向かったのですが、現地では申請者の____さんがおまして、内容説明を受けました。地目は畑となっておりますが、数年前から耕作されておらず、畑といたしてもあちこちにコスモスとか菊などが咲いている状況でありました。畑の一角に現在、既存の菩薩堂はさきに建ててあります。老朽化のため、その菩薩堂を壊して新築したいとの、そういう申請であります。既存菩薩堂は、申請者の父親が約50年前に無許可で建築したものであります。今度新しく菩薩堂を新築するところには電気、水道の設備はなく、隣が畑になっておるのですが、隣地の同意もありますし、その近隣の畑は開墾地の畑でありまして、指合集落と小出集落とか複数の集落の持ち主がありますけれども、そちらの同意も得ておりますし、担当の区長にも連絡するとのことでありました。既存の無許可の建物の件は始末書を提出してもらおうということで、今回新築の建物につい

てはやむを得ず許可するということで地区委員の判断でありました。皆様のご審議をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 次に、議案番号4番について調査報告をお願いいたします。

12番、加藤委員。

○12番（加藤孝平君） 12番、加藤です。農地法第4条の規定による許可申請についての4番の現地を確認しましたので、報告いたします。

10月9日午後1時30分より山北支所に農業委員2名、推進委員1名、事務局の大西次長さん、支所の村山副参事の5名で行いました。支所にて事務局の説明を受けてから現地のほうに確認に出かけました。現地では、_____さん、申請人の____さんの立会いの下、説明を受けました。この件は、6月12日に下大蔵地内での転用案件の要件の確認の際、農地であった農地に庭園が造られているのを発見し、本人に問いただして、農地の転用許可を行ってからでなければできませんと忠告を行いました。その後、事務局と申請者等の聞き取り調査などを行い、今回の転用の申請となりました。前回、勝木の農地の確認の際、農地部会の委員にも現地を確認してもらいましたところです。周辺の近隣者から同意書をもらうなど、被害防除計画、植栽する樹木の一覧表、あと始末書などを提出してもらい、違法性もないことから、許可してもよいかと考えておりましたので、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、11ページ、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。今回の案件は5件です。

初めに、番号1番、譲渡人、村上市八日市__番__号、____、譲受人、新潟市中央区長潟____、____号、____、面積376平米、転用の目的、住宅建築敷地、備考といたしまして、申請者は新潟市内の賃貸物件に住んでおりますが、このたび利便性等を考え、申請地に住宅を建築するため、転用申請するものです。なお、申請地は上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、おおむね500メートル以内に2つの教育施設が存在する。木造二階建て1棟、建築面積115.94平米です。

次に、番号2番、貸人、村上市中原__番地__、____、借人、村上市中原__番地__、____、面積355平米、転用の目的、住宅建築敷地、備考といたしまして、申請者は現在の住居が手狭なため、このたび住宅建築を計画し、利便性等を考え、申請地に転用申請するものです。なお、申請地は上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあり、おおむね500メートル以内に教育施設及び公共施設が存在する。木造二階建て1棟、建築面積78.86平米。今回の貸人、____と借人、____は、__が____さんの子供になり、親子関係であります。

次に、番号3番、譲渡人、村上市下大蔵__番地__、____、神奈川県相模原市南区相模大野____、____、譲受人、村上市勝木__番地__、____、____、転用の面積479平米、転用目的、製材加工工場材木置場、備考といたしまして、申請者は木材及び製材販売業等を営んでおります。このたび一般国道7号（朝日温海道路）改良工事により移転が余儀なくされ、利便性等から申請地を最適地と考え、転用申請するものです。なお、申請地からおおむね300メートル以内にバスターミナルが存在する。木材加工工場1棟、建築面積337平米。

次に、番号4番、貸人、村上市小岩内__番地__、____、借人、村上市岩船上浜町__番__号、____、____、____、転用面積846平米、転用目的、工事中仮設ヤード、備考といたしまして、一時転用によるもので、利用期間が許可日から令和3年3月31日までです。全体面積1,265平米、関係者2名によるものです。

最後に、番号5番、貸人、村上市小岩内__番地__、____、借人が先ほどの番号4番と同じになります。面積が419平米です。転用目的、工事中仮設ヤード、備考といたしまして、先ほどの番号4番と同じものになります。

次に、場所の説明をいたします。14ページ、番号1番についてです。岩船上の山地内、地図の中央付近、四角く囲った場所が今回の申請場所になります。

次に、番号2番、朝日地区中原地内、地図中央付近、南北に県道高根村上線が走っております。その左上方向に四角く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

次に、16ページ、番号3番についてです。山北地区下大蔵地内、地図中央付近に四角く囲んだ3筆が今回の申請場所になります。

最後に、番号4番、5番についてです。神林地区小岩内地内、地図の右手方向に太く囲んだ2筆が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ただいま説明をいただいた案件の番号1番について現地調査の報告をお願いいたします。

15番、佐藤委員。

○15番（佐藤裕介君） 15番、佐藤です。先ほどの4条申請に続き、農地法5条の申請について、__

_____立会いの下、現地確認を行いました。申請者は、このたび利便性を考え、実家に隣接する農地に住宅を建設するため、転用申請するものです。申請地へ出入りするための通路は、実家所有の宅地を分筆し、使用貸借により利用します。また、申請地は120センチの盛土をしてL形擁壁を設置します。取水は上水道、汚水、生活雑排水は公共下水道へつなぎ、雨水は溜枳を設置し、対応します。申請地周辺には畑もありますが、低い土地のせいか、水はけが悪く、耕作をほとんどしていない状態です。隣地の同意ももらっており、周囲への支障を及ぼすおそれも少ないと判断いたしました。村上地区では、委員全員許可すべきものとの意見になりました。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは次に、議案番号2番について調査報告をお願いいたします。

推進委員13番、鈴木委員。

○推進委員13番（鈴木奈津紀君） 推進委員の鈴木です。朝日地区では、10月13日に農地法第5条申請のありました案件について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

当日は、午後1時30分に朝日支所会議室において、農業委員6名、最適化推進委員6名、事務局からは大西次長、朝日支所産業建設課産業観光室の小池室長が出席し、事務局より申請内容について資料に沿って説明を受けました。その後、中原地内の現場に移動し、土地所有者の_____さん及び_____立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請地は、集落内の住宅地に隣接する農地で、約20センチ盛土し、取水は上水道、生活雑水排水は公共下水道で対応し、雨水排水については既設の道路側溝へ排水する計画であります。隣接する農地は、本件申請人であります_____さんのものと_____さんの農地ですが、同意書ももらっており、影響はないものと判断いたしました。よって、朝日地区としては委員全員で許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 続いて、議案番号3番について報告をお願いします。

12番、加藤委員。

○12番（加藤孝平君） 12番、加藤です。農地法第5条の規定による許可申請について、番号3番を確認してきましたので、報告いたします。

10月9日午後1時半、山北支所に集合して、農業委員2名、推進委員1名、事務局の大西次長さん、山北支所の村山副参事の5名で行いました。事務局の説明を受け、現地のほうに向かいました。現地では、_____さんの立会いの下、説明を受けました。申請地の隣接地で製材建築用木材加工工場を所有し、建設業を営んでおりますが、今般の高速道路、朝日温海道路により工場敷地の一部が買収され、現工場としての運営に支障が生じ、申請地所有者より譲渡の承諾を得られ、付近に被害を及ぼすことがなく、工場として併せて一体化として使用、経営の安定、効率化を図るものです。近隣の農地に被害を及ぼすことがないことから、委員全員許可することとしましたので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 続いて、議案番号4番、5番について報告をお願いいたします。

2番、板垣委員。

○2番（板垣栄一君） 2番、板垣です。それでは、議案第3号、4番、5番の一時転用の案件についてご説明を申し上げます。

今月4日午前9時より神林支所におきまして、農業委員3名と推進委員4名、計7名と大西次長が出席し、この案件について次長より説明を受けました。その付近は、何度となく農地パトロール等によく調査等々で訪れているところでもあります。この工事は、昨年同時期に工事された県営ため池整備事業による改修工事の二次工事で、今年度予算内の工事であります。現地は担当者が何度も見ているところで、改めて確認してもらっていて、本当は担当者が遠山久夫委員であります。急遽、当日、親戚不幸のため欠席となりましたので、その旨読み上げさせていただいております。現地は担当者が確認することで現地確認は自ら行ってまいりましたので、ご報告いたします。ほ場に関しましては、土木シートを全面に敷いて砂で高低差をなくし、その上に鉄板を敷き、田を傷めることなく施工するとのことでありました。前年も昨年もご報告いたしましたが、このほ場は沢水を利用したいわゆる天水田で、一番下のほ場でもあり、他の農地への影響はほぼないものと考えられます。よって、やむなしであろうと思われます。皆様方の慎重審議をよろしくをお願いいたします。

また、地域の関係者に昨年の状況を確認したところ、工事車両の出入りに関しても大変丁寧に後直しされていたとの情報も得ております。後日、工事担当者の___さんに確認したところ、昨年と同じように工事をするとのお話でありましたので、今回もそのようにしてくださるよう要望し、追加説明としてご報告いたします。

以上であります。

○議長（石山 章君） それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） これもしばらくなくようなので、議案第3号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、18ページ御覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

今月は、使用貸借1件、賃貸借の設定が33件、所有権移転の売買が2件、農地中間管理事業による利用権の設定が13件、合わせて49件の案件となります。

初めに、使用貸借です。番号1番、貸人、松沢__番地__、____、借人、松沢__番地1、____、土地の表示、松沢字下谷地__番__、現況地目、田、地積1,123平米、利用権等の種別、使用貸借の設定、期間5年間、無償、再設定となります。

続いて、賃貸借権の設定です。番号2番、貸人、北新保__番地__、____、借人、岩船三日市__番__号、____、土地の表示、北新保字砂山__番__、現況地目、畑、地積319平米、利用権等の種別、賃貸借権の設定、期間6年間、借賃、10アール当たり____円、借人は認定農業者、新規の貸借になります。

以下、番号34番までが利用権の設定でございます。

めくっていただきまして、26ページ御覧ください。所有権の移転の案件でございます。番号35番、譲渡人、大津__番地__、____、譲受人、大津__番地__、____、土地の表示、鳥屋字上セキム__番__、現況地目、田、地積1,413平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、対価____円、10アール当たり____円、譲受人は認定農業者でございます。

番号36番、譲渡人、北黒川__番地__、____、譲受人、北中__番地__、____、土地の表示、北中字蕨平__番__、現況地目、田、地積446平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買、対価____円、10アール当たり____円、譲受人は認定農業者でございます。

場所の説明いたします。27ページ御覧ください。27ページが番号35番の案件になります。太く囲んだ位置が今回の案件の箇所となります。

めくっていただきまして、28ページ御覧ください。こちらが番号36番の案件の箇所となります。

37番以降は、園部のほうから説明させていただきます。

○事務局係長（園部和枝君） 続きまして、農地中間管理事業による利用権の設定です。

29ページを御覧ください。番号37番、貸人、村上市鵜渡路__番地__、____、借人、新潟市中央区新光町__番地__、____、____、____、土地の表示、鵜渡路字大堀__番__、地目、田、地積4,074平方メートルほか3筆、計4筆、8,958平方メートル、利用権等の種別が賃貸借権の設定、期間が10年間、借賃が10アール当たり____円、新規の農地中間管理事業となりまして、改良区費は貸人負担です。

ページのほう進みまして33ページ、番号49番までが農地中間管理事業の賃貸借権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは最初に、議案番号2番から5番まで審議いたしますので、議席番号__番__、____、関連議案ですので、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

（__番__ 君退席）

○議長（石山 章君） それでは、番号2番から5番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。
(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案番号2番から5番について承認することに決定いたしました。

(__番 ____君着席)

○議長(石山 章君) ____、番号2番から5番、承認することに決定いたしました。

次に、番号37番から49番までについて審議をいたします。

私が理事を務める農林公社の案件でありますので、議事に参与できないため、退席をし、職務代理の板垣委員に議長をお願いいたします。

(__番 ____君退席)

○会長職務代理者(板垣栄一君) それでは、私のほうから会長に代わりまして議事の進行させていただきます。____は退席されました。

では、29ページから33ページまでの中間管理機構に関する議案番号でいきますと37から49の案件につきまして審議を行います。ただいま説明等々あったわけではありますが、ご質問のある方はお願いをいたします。ございませんか。

(ありませんの声あり)

○会長職務代理者(板垣栄一君) 異議なしと認めます。

それでは、37番から49番、承認することに決定をしてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○会長職務代理者(板垣栄一君) 承認されました。ありがとうございます。

(__番 ____君着席)

○会長職務代理者(板垣栄一君) ____、37番から49番、承認されました。

○議長(石山 章君) それでは、今ほど承認された2番から5番、37番から49番までを除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

○推進委員3番(齋藤裕助君) 会長、私のほうの案件もあるのですけれども。

○議長(石山 章君) 議事参与規定に抵触しませんので、在席してよろしいです。いいです。在席してよろしいです。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ご意見がないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、34ページ、議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定についてです。1件の案件となっております。

番号1番、申請人、千葉県柏市高田__番地の__、____、土地の表示、八日市__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積325平米、申請事由としまして、申請者は千葉県で生活をしており、管理が困難なため、当該地について区域設定を申請するものです。

次に、場所の説明をします。35ページ、村上八日市地内、地図中央付近、県道新潟新発田村上線が走っており、ちょうどその上付近、細く四角く囲んだ場所が今回の申請場所です。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、この案件についても現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

15番、佐藤委員。

○15番（佐藤裕介君） 15番、佐藤です。先ほどの5条申請の案件の現地確認と同日に、____の__さん、____さん立会いの下、確認を行いました。申請人は、平成13年に相続で今回の農地を取得しましたが、千葉で生活しており、管理が困難なため、区域設定を申請するものです。申請地は、使用及び収益を目的とする権利が設定されておらず、また作業受託契約が設定されていない等の条件をクリアしております。このたび区域設定する土地を譲り受けようとする人は申請地の隣に住んでいる方で、庭には、少しではありますが、きれいに管理された家庭菜園等もありました。遊休地発生防止の観点からも、今回の申請について村上地区委員全員妥当と判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

5番、佐藤委員。

○5番（佐藤健吉君） 今の説明でほぼ分かったのですが、これは、今回は隣接の人が、別段面積以下ではあるけれども、畑として耕作するので、許可してくださいという考え方でいいかと思うのですが、これが将来やっぱり誰かが借りたいとか買いたいとかなると、同じような形で5条とか、あるいは3条とかで出てきた場合には農地上の手続が必要になってくるという理解でいいわけですね。

○事務局長（小川良和君） 今ほど佐藤委員からのご質問については、そのとおりです。一応農地として最終的に3条で許可を出しますので、あくまでも農地としての譲渡しになります。ですので、

農地法の適用の範囲の土地という形で今後も続きます。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようですので、議案第5号については承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定については承認することに決定いたしました。

議案として、その他について、皆様方から。

推進委員3番、齋藤委員。

○推進委員3番（齋藤裕助君） 推進委員の齋藤です。戻るようで大変申し訳ないのですが、議案第2号の番号3と4の件ですけれども、無許可で転用がなされているということで始末書を2番と3番は提出されているはずですが、今まで前例でありますと事務局からその始末書を朗読皆さんにしていたのですが、というのは私の担当したこの3番は、50年前に父親が無許可で建築したものですから、本人がその始末書提出について多少不安視といいますか、行政がそのとき何もしなかったのだと、50年前、対応しなかったのだと、そういう言葉も聞いたものですから、どういう内容で始末書を提出したか、できたら読んでいただきたいのですが。

○議長（石山 章君） それでは、事務局は。

じゃ、大西次長。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、今ほどの議案第2号の3番について、本人のほうから出されておいた文書のほう読み上げさせていただきます。

このたびは、既存の菩薩堂が約50年近く経過し、老朽化したことにより、当該地において新築を計画したものです。現在の菩薩堂設置の際、先代からは農業委員会へ申請し、許可を得たということは聞いておりましたが、事実農地台帳に畑として登録されていることから、新築に当たり転用申請するものであります。何とぞ寛大なる処理を賜りますようお願いいたします。ということで、申請人、_____さんのほうから頂いております。

以上です。

○議長（石山 章君） 議案番号の4番についても報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） 申請人、_____さんからです。私は、このたび所定の申請手続を行わず、下記土地を農地以外の使用目的で工事に着手してしまいました。関係者各位の皆様には、多大なるご迷惑とお手数をおかけしましたこと大変申し訳なく、心よりおわびを申し上げます。今後二度とこのような不始末を繰り返さないことをお誓い申し上げます。以上ということで頂いております。

○議長（石山 章君） 今ほど報告していただいたとおりですので、ご了承いただきます。

なお、事務局においては、特に始末書等の添付、始末書さえ提出すればいいのだということじゃないですが、添付のあった際には説明を加えることをお願いいたします。

ほかはないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 事務局、何かその他、特にないですか。

それでは、暫時休憩に入ります。

休憩 午後 2 時34分～午後 2 時46分

・協議、連絡事項ほか

時に午後 3 時25分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 2 年10月27日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員